

最新の労働法制に対し、働き方改革を推進する

労働法改正実務対応セミナー

～令和4年度以降の改正スケジュールの確認と備え～

安倍政権時代からスタートした一連の働き方改革はほぼ施行済みですが、今後はその定着度合いが注目点です。令和4年度も中小企業として着目すべき改正点があり、さらにはその翌年以降にも関連した改正が予定されています。このセミナーでは法令遵守だけでなく円滑な人材採用と処遇のため中長期的観点から、令和4年度だけに限定せず、中小企業として早めの準備と対応をしなければならない改正点を実務面も含めてわかりやすく解説いたします。

【講師紹介】

くらなか かずひろ
蔵中 一浩氏

横浜リンケージ社労士事務所代表
・特定社会保険労務士

昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。



講 座 内 容

1. これまでの働き方改革を振り返る
2. 令和4年度以降予定されている法改正の概要
3. 項目別解説と対応策
 - ①ハラスメント防止法
 - A. ハラスメント防止措置の義務化
 - ②育児介護休業法
 - A. 有期雇用労働者への休業取得要件の緩和
 - B. 産後パパ育児休暇の創設
 - C. 分割取得
 - ③厚生年金保険・健康保険法
 - A. パート社員への社会保険適用拡大（令和4年10月施行）
 - B. 同上（令和6年10月施行）
 - C. 在職老齢年金制度の見直し
 - ④労働基準法
 - A. 超過時間外労働の割増率猶予期間の廃止
 - B. 三六協定の上限時間の特定業種・業態の例外適用の撤廃

日 時

令和4年

10月4日(火)

14:00～16:00

場 所

弘前商工会議所 2階会議室

(弘前市上鞆師町18-1)

受講料

無 料 (会員・非会員問わず)

※当所駐車場ご利用の場合、最初の1時間無料、以降1時間ごとに200円がかかります。

定 員

30名 (先着順)

※定員になり次第、締め切らせていただきますが、申込が間に合わなかった場合は後日経営指導員が対応いたします。

■主 催 弘前商工会議所相談所

★下記申込書に必要事項をご記入の上、**FAX**にてお申し込み下さい。

★お問い合わせは弘前商工会議所まで

TEL: 0172-33-4111

10/4(火)『労働法改正実務対応セミナー』参加申込書

弘前商工会議所 経営二課 行 → **FAX: 0172-35-1877**

令和4年 月 日

事業所名				TEL	() -
住 所				FAX	() -
参加者名			参加者名		

※ご記入頂いた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

【ご参加される皆さまへ】

必ずマスクを着用されてご参加くださいます様、お願い致します。また、発熱や風邪等の症状がある方、体調の悪い方のご参加はお控えください。セミナー実施に当たりましては、会場の換気・ソーシャルディスタンスに配慮した配席・消毒用アルコールの設置・講師と運営側の手洗いとマスク着用の徹底等、新型コロナウイルス感染予防に努めて参ります。また、開催日までの状況変化により、中止または延期とさせて頂く事もありますので、ご通知おきください。